

近世山論絵図の定義と分類試論

— 北摂山地南麓地域を事例として —

鳴海邦匡

I. はじめに

- (1) 研究史と問題の所在
- (2) 山論絵図作製の背景

II. 近世山論絵図の定義

- (1) 証拠絵図
- (2) 立会絵図
- (3) 論所見分伺書絵図
- (4) 詰絵図
- (5) 裁許(裏書)絵図

III. 北摂地域における近世山論絵図

- (1) 摂津国における裁判機構の変遷
- (2) 北摂地域における近世山論絵図

IV. 北摂地域における近世山論絵図の分類

- (1) 近世山論絵図の分類
- (2) 近世山論絵図の特徴

VII. おわりに

I. はじめに

- (1) 研究史と問題の所在

山論は、中世以来、特に17世紀後期以降数多く発生しており、それは山野の資源利用を巡る争論に端を発したものであることが多い。その際、争論の過程で様々な絵図を作製し、山論の解決が図られる場合もあった。本稿で対象とする近世山論絵図とは、このような近世において山野の境界やその地の利用を巡って複数の村々などで争われた訴訟の際に

作製された古地図を指している。

絵図・古地図類を対象とした研究では、まず検証する資料を位置付ける必要がある。従来提示されてきた絵図分類法は、時代、地域やその範囲、作成の主体、主題・目的やその機能、作製技術や方法、表現様式や形態などを基準に整理されてきた¹⁾。ここでは、近世山論絵図を位置付けるため、古代・中世荘園絵図の分類法を参考としたい²⁾。1960年代以降展開した荘園絵図の分類例は、荘園の歴史的評価に即した歴史的な分類と、図の表現内容に基づく地理学的分類に大別される。これらの分類を参考とし、特に絵図の作製契機に従って荘園絵図を位置付けた枠組みに注目した³⁾。この分類は、鎌倉幕府の訴訟制度の整備に伴い絵図資料が証拠資料のなかで重要な役割を果たすようになった歴史的状況に応じたもので⁴⁾、この視点は近世の論所絵図を理解するうえで有効と考えている。大国正美は、上記の視点から公図性の有無と公儀の関与の程度を指標に境界論絵図を、訴状や返答書に添付される絵図、立会絵図、論所見分絵図、裁許絵図の四つに分類しており⁵⁾、本稿で定義を試みた分類枠の多くはこれに依った。

本稿は山論絵図に関する史料批判の一環として、その調製過程を検討するものでもある。これらの絵図資料は論所裁判における訴

キーワード：山論絵図、近世日本、裁判過程、北摂山地南麓地域、地図史

訟過程において、有力な証拠資料として位置付けられるものであった。そして、近世山論絵図には付帯する文字資料も多いことから、この裁判制度に従う分類は、絵図資料の機能的な理解を可能にすると考えている。

(2) 山論絵図作製の背景

自力による解決の否定された近世の山野境争論⁶⁾は、公事出入筋として対処する論所と位置付けられ、訴訟システムが近世初期以来制度化されていった⁷⁾。そのことは山論の発生する現象を、資源利用を巡る争論としての経済的側面ばかりでなく、訴訟制度として確立されていく過程と位置付ける必要を意味している。これは水論についてもほぼ同様であった。その結果、論所裁判（地方ニ付候公事訴訟）は様々な支配関係に基づき訴訟担当者の管轄が設定されるとともに、幾つかの段階的な裁判手続きが定められていた。訴状提出から裁許に至るまでの各段階には、論所を描いた絵図の作製、その提出や手交が制度上から設定されていたのが特徴であり、本稿ではこの点に注目した。幕府領に関わる、もしくは大名領間における国郡村境論は評定所一座（寺社・勘定・江戸町奉行）や老中の管轄するものであった。争論当事者の支配関係の有り様に従って寺社奉行や勘定奉行などと訴状の提出先を選択し、それによりその後の公事裁許の担当が設定されることとなった。

明治初期に司法省が整理した『旧幕裁許絵図目録』⁸⁾には、江戸幕府評定所による裁許絵図が近世を通じて1,500枚以上、各国毎に列挙されている。目録の記載内容は各絵図の名称や作成年、それに枚数となっており、ほぼ作成年順に列記される。裁許絵図の名称は、訴訟方の郡村名（相手方名はごく少数）と論所地の内容からなる。特徴としては17世紀後半に数多くの事例が集中し、内容的に山野論が多数を占めるものとなっている。

事例の検討に入る前に、今回検討した摂津

国を含む上方八ヶ国（大和・摂津・河内・山城・和泉国の五畿内と近江・丹波・播磨国）を地域的単位として、この目録から幕府裁許絵図の内容やその傾向を概観したい。上方八ヶ国の事例数は全部で58事例⁹⁾と関東八州や信濃・美濃・三河・甲斐国など¹⁰⁾に比べ相対的に少なく¹¹⁾、それらの作成年代は慶安5（1652）年から嘉永元（1848）年までの約200年間におよんでいる。そのうち7割以上の43事例が元禄期までに作製され、特にそれは寛文・元禄期（16・13事例）に集中し、絵図の作成時期の傾向は全国に共通する。各題目から内容をみると、山論が21事例、山境論が7事例となり、ほかに野や草山、入会山を巡る争論も含め山野に関係する幕府裁許絵図が40事例と最も多くを占めている。一方、川境や浦境など水域を対象とした裁許絵図の事例は4事例と少なく、特に用水論とした絵図は播磨国の1事例しか確認されない。また、題目に「境論」と表記する裁許絵図は22事例を確認できるが、そのうち国境が1事例、郡境が4事例、村境が5事例となっている。

これら畿内近国における幕府裁許絵図の特徴は、摂津国のみでも同じ傾向を示している。摂津国における7事例のうち、寛文期に6事例が作製され上方八ヶ国の特徴に一致する。それらの内容は全て山野における争論と関わり、そして島上・豊島・能勢・川辺・有馬・八部（矢田部）各郡と北部の山間地域に偏在するものであった。これも上方八ヶ国に共通する特徴である。これらのことから、上方八ヶ国における論所絵図の傾向を把握するうえにおいては、山野に関わる争論を対象として、さらに地域を山間地域に設定することは有効な手段と考えている。そのため本稿では、摂津国北部の嶋下・豊島・川辺・武庫・兔原・能勢・有馬各郡、つまり北摂山地南麓地域の山論絵図を対象に検討を進めることとした。

この旧摂津国北部地域〔大阪府・兵庫県（北

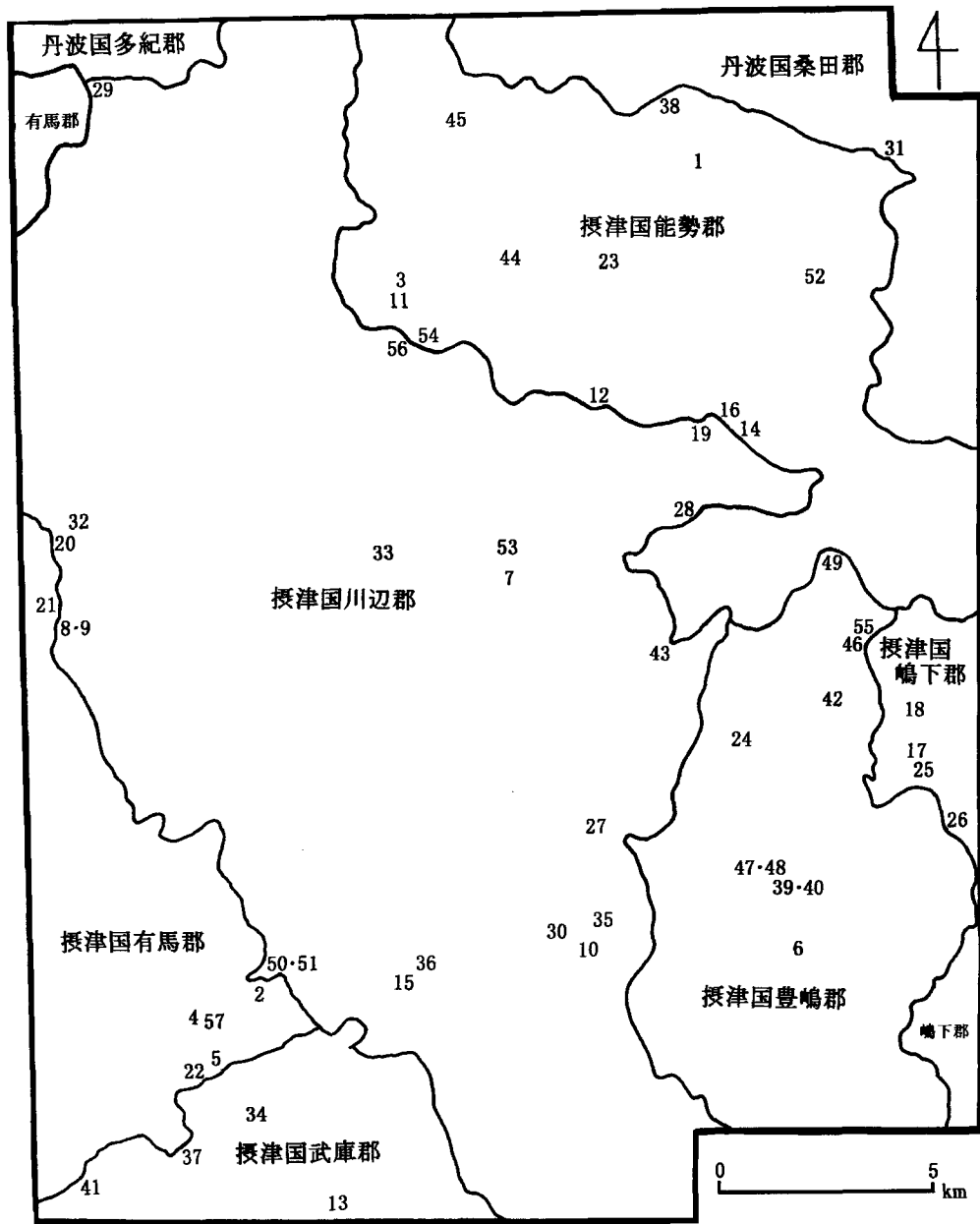


図1 山論絵図分布
注) 各番号は表1による。

摂山地西部・六甲山地東部) 図1参照] では、近世を通じて数多くの山論が発生し、争論の過程で多数の山論絵図が作製され、それらの絵図をもとに争論の様々な調停が試みられていた(表1参照)。当地域における公事訴訟裁

判権の行使は、後述するような地域的性格を反映し、複数の支配間にて実施されるものであった¹²⁾。こうした支配の錯綜する地域では、その地域的な特質が山論絵図の作製に至る直接的要因となる争論を引き起こすと同時

表1 山論絵図一覧表

番号	表題	作成年	境	支配	公儀	サイズ(cm)	出典
1	宿野山論済口絵図	慶長17	同旗		片桐且元/檢使2名	142.8*84.6	山内区有(能勢町)文書
2	多田領村々生瀬村山論裁許絵図	寛永9	郡	幕・尼崎藩*三田藩	松浦河内守/檢使4名(御節普請奉行1・代官2他)+裁許書	55.5*90.5	淨橋寺(西宮市)文書
3	長谷村垂水村山論絵図	寛永15	同幕		大坂城代/檢使2名	(不明)	長谷区有(能勢町)文書
4	井林山論裁許絵図	承応2	同幕		大坂町奉行・京都郡代(国郡奉行)/檢使1名(代官)	115.5*158.5	淨橋寺(西宮市)文書
5	藏人村鹿塩村船坂村山論裁許絵図	承応2	郡	幕・尼崎藩*旗	大坂町奉行・京都郡代(国郡奉行)/檢使	75.0*128.0	船坂部落有(西宮市)文書
6	ないら野宮廻松林争論裁許絵図	万治2		飯野藩・旗*岡部藩*仙	勘定・大坂町・町・寺社奉行・京都所司代・老中	106.5*97.0	吉田家(箕面市)文書
7	下原村内馬場村山論改証文絵図	万治3		高槻藩	(大神宮御師伊勢松本大夫)	文獻中確認	『猪名川町史 4巻』, 320~323頁
8	波豆村内々絵図	寛文3	郡	麻田藩*三田藩	大坂町奉行	110.5*130.0	波豆自治会(宝塚市)文書
9	波豆・桑原・山田・三輪・高次村山林郡境裁許絵図	寛文6	郡	麻田藩*三田藩	(大坂町奉行→)寺社・勘定・町奉行・老中	120.0*151.5	波豆自治会(宝塚市)文書
10	寺畑村柴根村立会絵図	寛文7		幕*仙	京都町奉行	文獻中確認	『川西市史 5巻』, 562頁
11	垂水・長谷村山論裁許絵図	寛文9		幕*飯野藩	京都町奉行・京都所司代/檢使3名(代官1・小姓組番士1等)	(不明)	長谷区有(能勢町)文書
12	民田村・能勢郡片山村・平通村山論絵図	寛文9	郡	幕内(1村高槻藩預)	(京都町奉行→)/代官	(不明)	中森家(能勢町)文書
13	鹿塩村大市庄五ヶ村藏人村山論裁許絵図	寛文9		旗(3氏)*尼崎藩	京都町奉行・京都所司代/檢使3名(代官1等)	124.0*174.5	旧葛馬家(西宮市)文書
14	中村黒川村山論和談立会絵図	寛文13	郡	幕*旗	奉行(京都町奉行)(村々間)	95.5*115.5	谷家(川西市)文書
15	中山寺村米谷村山論立会絵図	延宝5頃		幕*飯野・小泉藩	京都町奉行/高槻藩檢地奉行+裁許書	214.5*278.0未見	『宝塚市史 5巻』, 108~112頁
16	黒川村稲地村山論立会絵図	延宝6	郡	幕内	(村々間)	96.0*115.0	谷家(川西市)文書
17	勝尾寺境内絵図	延宝6頃	郡	寺*幕	大坂町奉行	文獻中確認	『箕面市史 3巻』, 48頁
18	勝尾寺高山村立会絵図	延宝7		寺*藩	(大坂町奉行/高槻藩→)京都町奉行	149.3*268.4	勝尾寺(箕面市)文書
19	国崎村田尻村出野村相絵図	延宝7	郡	幕*旗	(高槻藩檢地奉行)	文獻中確認	『川西市史 5巻』, 533~535頁
20	波豆村香下村争論絵図	延宝8	郡	麻田藩*三田藩	京都郡代	180.0*210.0	波豆自治会(宝塚市)文書
21	波豆村桑原村山田村争論裁許絵図	天和2	郡	麻田藩*三田藩	高槻藩檢地奉行/京都町奉行	209.0*234.0	桑原西自治会(三田市)文書
22	小林村生瀬村小松尾山論裁許絵図	天和3	郡	幕内	京都町奉行・京都所司代/檢使3名(代官1・大番2)	107.0*129.5	淨橋寺(西宮市)文書
23	大里村・宿野村・山辺村立会絵図	天和3頃		幕*飯野藩*岡部藩	大坂町奉行	文獻中確認	『能勢町史 3巻』, 471頁
24	細郷六ヶ村横山村下止々呂美村山論裁許絵図	元禄元	(郡)	幕*岡田藩*忍藩*岡部藩	京都町奉行・京都所司代/檢使3名(大番2・大坂?代官1)	165.5*108.0	下止々呂美地区(箕面市)共有文書
25	当山絵図(勝尾寺領傍示絵図)	元禄2頃力	(郡)	(寺*幕*高槻藩)	(大坂町奉行→)京都町奉行	194.6*158.9	勝尾寺(箕面市)文書
[25]	勝尾寺参詣道図	元禄2頃力	(郡)	(寺*幕*高槻藩)	(大坂町奉行→)京都町奉行	153.2*56.5	勝尾寺(箕面市)文書
26	勝尾寺栗生村萱野郷立会絵図	元禄2	郡	寺*幕*高槻藩	(大坂町奉行→)京都町奉行	253.0*342.0	箕面市有文書
27	小戸・西多田・矢間村山論絵図	元禄2頃		幕*忍藩	代官	文獻中確認	滝井家(川西市)文書
28	国崎村吉川村相絵図	元禄7	郡	幕*忍藩(幕)	京都町奉行+裁許書	文獻中確認	『川西市史 5巻』, 536~538頁
29	狭丹国境山論裁許絵図	元禄12	国	幕(高槻藩預地)*三田藩*篠山藩	京都町奉行・京都所司代/檢使2名(大番・大坂代官)	225.5*199.0	相原自治会(猪名川町)文書
30	寺畑・栄根・濱願寺・切畑・小戸村山論裁許絵図	元禄12		幕*京町奉行・京都所司代/檢使2名(大番・大坂代官)	奉行(京都町奉行力)/檢使2名(大番2)	130.0*153.0	江口家(川西市)文書
31	吉野村・東加舎村国境山論裁許絵図	元禄15	国	旗内(1村他旗預)	奉行(京都町奉行力)/檢使2名(大番2)	文獻中確認	吉野地区(能勢町)共有文書
32	波豆村木器村争論裁許絵図	宝永7		麻田藩	麻田藩役人(京都郡代所持資料確認)	114.5*93.0	波豆自治会(宝塚市)文書
33	南田原村・北田原村山論裁許絵図	享保6		幕(高槻藩預)	大坂代官	125.5*131.3	南田原(猪名川町)自治会文書
34	甲山出入絵図	享保10		尼崎藩*旗(3氏・1村幕)	大坂町奉行/巡見2名(御勘定2)+裁許書?	97.7*116.7	西宮市郷土資料館蔵文書
35	小戸村・火打村山論裁許絵図	享保12		忍藩	大庄屋・他村庄屋年寄(村々間)	120.0*85.0	小戸村(川西市)文書
36	中山寺・中山寺村と米谷・中筋村山論絵図	享保17		寺*忍藩*飯野・小泉藩*旗	欠・文獻中確認	『宝塚市史編纂資料目録集5』, 16頁	
37	船坂村社家郷山論裁許絵図	寛保元	郡	幕*尼崎藩*旗	(尼崎藩→京都郡代)/大坂町奉行・大坂城代/檢使2名(大番・大坂代官)	112.0*164.0	船坂部落有(西宮市)文書
38	南広野村・宿野村国境山論裁許絵図	寛保2	国	幕*園部藩領	大坂町奉行・大坂城代/檢使2名(大番・大坂代官)	179.8*121.4	山内区有(能勢町)文書
39	牧之庄六ヶ村新福村分間立会絵図	延享4		旗*岡部藩*忍藩*飯野藩・旗	大坂町奉行/檢使2名(大坂代官手代2)	243.5*230.5	箕面市有文書
40	牧之庄六ヶ村新福村法恩寺松尾山論裁許絵図	寛延元		旗*岡部藩*忍藩*飯野藩・旗	大坂町奉行/檢使2名(大坂代官手代2)	211.0*219.0	箕面市有文書
41	社家郷・芦屋庄山論裁許絵図	寛延3	郡	幕*旗・尼崎藩*小泉・尼崎藩*幕・尼崎藩	大坂町奉行・大坂城代/檢使2名(大番・大坂代官)・手・祐筆・筆取	239.0*255.5	小阪家(芦屋市)文書
42	上止々呂美・下止々呂美村相絵図	宝曆2		幕*岡田藩	大坂町奉行/取扱人+済口証文	文獻中確認	『箕面市史 史料編4』, 48頁
43	西長尾山争論絵図	宝曆13		幕*忍藩*社	取扱人+済口証文	文獻中確認	『川西市史 5巻』, 549頁
44	月峯古跡山論立会絵図	明和頃		寺*幕*岡部藩	大坂町奉行/檢使2名(大坂代官手代2)/用關3/取扱人+済口証文	文獻中確認	『能勢町史 3巻』, 474~476頁
45	美山山論立会絵図	明和6・8		幕*岡部藩*飯野藩	大坂町奉行・大坂城代+裁許書	文獻中確認	『能勢町史 3巻』, 486~487頁
46	高山村上止々呂美村免絵図	天明7	郡	幕*高槻藩	大坂町奉行/取扱人	文獻中確認	『箕面市史 史料編4』, 75頁
47	字本庄裏山山論論所立会絵図	天明7		麻田藩*幕*旗	(京都代官→)大坂町奉行	236.5*134.4	岸本家(池田市)文書
48	本庄山論和談済口絵図	寛政4		麻田藩*幕*旗	大坂城代/大坂町奉行/代官/檢使2/取扱人	157.6*246.5	西畑町内会(池田市)管理文書
49	尻尻・吉川・上止々呂美村奥八ヶ谷山論分檢絵図	寛政5頃	郡	幕	檢使(代官+役人)	文獻中確認	『箕面市史 史料編4』, 69頁
50	花折峰出入下絵図	寛政7	郡	幕*忍藩*篠山藩	大坂町奉行/大津大官	55.5*80.5	淨橋寺(西宮市)文書
51	川面村安場村生瀬村山論立会絵図	享和2	郡	幕*忍藩*篠山藩	大坂町奉行/大津代官/取扱人	175.5*209.5	淨橋寺(西宮市)文書
52	地黄村・倉垣村用水井山論出入二付立会絵図	文化元		幕*旗	(大坂町)奉行/檢使2(代官手代1・御手附1)/取扱人	文獻中確認	『能勢町史 3巻』, 497頁
53	上原村・下原村・内馬場村山論和談改絵図	文化12		幕(高槻藩預)	未見	福武家(猪名川町)文書	
54	文化13年春以来争論(堂床山論)に付山安絵図	文化頃		幕*飯野藩	未見	田中家(猪名川町)文書	
55	高山村川尻村上止々呂美村立会絵図	天保6・7	郡	幕*高槻藩	大坂町奉行/檢使(代官・高槻藩役人)/取扱人+済口証文	126.0*260.0	上止々呂美地区(箕面市)共有文書
56	木津村長谷村山論争論絵図	嘉永2		幕(1村高槻藩預)	取扱人	67.5*96.0	肥爪家(猪名川町)文書
57	名塩村船坂村境界協定絵図	安政6		幕*尼崎藩	(村々間)	122.5*58.5	船坂部落有(西宮市)文書

注) 項目について説明すると、「境」は山論が国・郡境のいずれかに位置する事例を、「支配」は争論に関わった村々の支配関係をそれぞれ示したものである。「公儀」は、論所裁判に関わった機関や人物について裁許担当や検使、仲介者などを判明する範囲で記したもので、矢印は担当の移行を示す。作成年については紙面の都合上和暦のみを記した。出典のうち、船坂部落有文書は山口町徳風会、旧葛馬家文書は西宮市郷土資料館、小戸村文書は関西学院大学文学部史学科、小阪家文書は芦屋市立美術博物館がそれぞれ収蔵する。また、能勢町の長谷区有(中森家文書、川西市の滝井家文書、猪名川町の福武家、田中家文書については各自自治体所蔵の複製資料を参照した。なお、出典のうち参照した刊行資料については以下に記す通りである。①『箕面市史 史料編2』, 箕面市役所, 1969。②『同 同4』, 同, 1970。③『能勢町史編纂委員会編『能勢町史 第三巻』, 能勢町, 1975。④『川西市史編纂委員会編『川西市史 五巻』, 川西市, 1978。⑤宇都市中編纂委員会編『宝塚市史 五巻』, 宝塚市, 1978。⑥宇都市中編纂委員会編『宝塚市史編纂資料目録集5』, 同, 1973。⑦猪名川町史編纂委員会編『猪名川町史 第四巻』, 猪名川町, 1993。

に、山論の解決法や手段、つまり資料としての有効性に着目して絵図の作製が積極的に採用されていたことも想定される。その意味からも山論絵図の区分が必要であると考えており、当地域における各事例の検討に先立ち、次章ではまずその分類枠の提示を試みたい。

II. 近世山論絵図の定義

以下に示す近世山論絵図の分類に関する定義は、主に江戸幕府の司法法典関係資料を参考として、現段階において仮に提示するものである。参考とした資料は、評定所一座と、上方八ヶ国の公事訴訟を担当した京都・大坂町奉行に関するものであり¹³⁾、その論所裁判の手続きは大名領内である場合も基本的には同じであったという。これらの資料は時代や作成主体が相違するが、裁判手続きの基本的段階やその方法はほぼ同一であったとの認識から、特に区別せず検討を進めていきたい。

(1) 証拠絵図

山野境論が発生すると、まず在地や領主により内済が試みられる。しかし、争論当事者間による和談が困難な時、訴状を提出し訴訟手続きがとられることとなった。山野における争論は国郡村境において発生するが多い。公事出入筋のうち山野論は本公事に相当し、まず訴訟方より管轄奉行へ目安を提出して形式や内容が審査される。そして訴状の裏書に訴訟の受理や相手方への返答書の作成、召喚の指示を加え相手方に渡された。この段階での諮問や書証では判断できない時、必要であれば立会絵図の作製が命じられていた。この提訴の段階に、裁許書き付けや検地帳などの証拠書類とともに、証拠資料として既存の絵図が提出される場合もあった¹⁴⁾。文献中で「古き絵図」「自分絵図」と称される絵図がこれに相当する。その結果、地境論は、まず文書や絵図などの証拠資料や旧来の慣行に基づき判断され、訴状を原則的に受理し特に重要視されるものであった。これは、地形的変

動の激しい河川などの水域を対象とする水論とは対応が異なっている。

(2) 立会絵図

管轄奉行の指示を受けて争論当事者と絵師が作製し提出した絵図のことをいい、この絵図をもとに両者の主張が検討された¹⁵⁾。ほかに「双方一枚絵図」「訴訟方相手方認候絵図」とも称されている。その作製の際は証拠資料としての絵図の内容を保証するため、関係する村々の村役人と絵師の双方によって不正行為を行わぬよう起請文が作られた。そのうち、前書に相当する誓詞案文は管轄奉行所より下されるものであった。

提出された立会絵図を対象として、管轄奉行所などに保管される国絵図類(「御国絵図」「官庫之絵図」)や郷帳・検地帳などと描写内容の比較や検討を行い、まず現地へ赴くことなく絵図上で評議された。その結果、両者に相違がなければ論所へ検使(地改役人)を派遣せず、この段階にて判決が言い渡された。この時、幕府と大名領間など支配関係の異なる国郡境でも、立会絵図と国絵図の内容に齟齬がなければ検使を現地に派遣しないなど、積極的に検使の派遣が行われることはなかったとされる。しかし、両絵図の内容が相違したり、訴答内容の疑わしい場合は評議のうえ、論所の状況に応じて検使を現地に派遣し、論所地の見分を実施することとなった。

このように訴訟手続きの進行に関しては、立会絵図がその決定に重要な役割を果たしており、現地の証拠資料として大きな意味を有していた。しかし、在地において作製される資料であるためか、絵図の表現や形式についての具体的な指示はほとんど確認されない。

(3) 論所見分伺書絵図

現地に派遣された検使が論所の見分を実施した際、調査結果を記述した見分帳とともに作製する絵図のことを「論所見分伺書絵図」

といい、「見分絵図」「小絵図」とも称された¹⁶⁾。特に近世中期以降は必要な場合、論所地の測量(「地押」「廻り検地」)を実施し、分間絵図を作製したことが認められる。

この絵図については幾つか表現に関する指示が出されていた。もし絵図が図像のみでは分かりにくい場合、図面を訴訟方・相手方や山川道などと色分けし、対応する色分凡例が付けられた。さらにこの色分けのみでは表現が難しい時、文字情報として断り書を書くことや、図面上に各種記号を付けて対応する記号の内容を伺帳(見分帳とも)に記すこととしていた。また、絵図面に貼付された小紙片の付箋や押紙(「付札」とも表記)について、色の種類が多数で分かりづらい時は、白色の小紙片に訴訟方・相手方・見分方などと記号を記したものにすることとした。図面上の論所地以外については彩色をせず、訴訟方や相手方とそれぞれ記すとされていた。

検使は、まず論所が国郡境である時、大番などの番方と幕府代官(以下代官)、もしくは代官のみが派遣されていた。上方八ヶ国では「大検使」と称され、二条城在番の大番と代官がこれに対応している。そして論所が村境であった場合には、現地へ代官手代や代官を派遣することになった。上方八ヶ国では「手代検使」と称されている。しかし、村境においても争論の処理が困難であった時は、再検使として代官が派遣されていた。一方、論所が入り組まない地域については郡境であっても周囲の代官が派遣されている¹⁷⁾。

(4) 詰絵図

検使より管轄奉行へ伺書や論所見分伺書絵図が資料として提出され、先に提出された立会絵図とともに評議する際、これらの絵図は審議中であるという意味で「詰絵図」と称されるようになる。ほかに「論所詰絵図」「御伺書御取調詰絵図」などともいわれた¹⁸⁾。その時、必要であれば代官なども評議に出席して

いる。特に論所が込み入っている場合は、伺書などに記された情報について、詰絵図面上の対応する個所に「イロハ」や「一二三」などと記号を付して評議し易いようにすることが定められていた。

(5) 裁許(裏書)絵図

評議のうえ、裁許を下す際に作製された絵図を「裁許絵図」という。図の裏面には裁許の内容を「裏書」として記し、評定所の構成員などによる印が据えられた¹⁹⁾。図面の描写として論所の境界上に墨で線を引き、同様に捺印される場合があった。国境と郡境は基本的に評定所一座の寺社・勘定・江戸町三奉行が連印し、さらに老中も捺印するとされ、それ以外は三奉行のみの連印によるとした。

詰絵図とともに、代官などから裁許の趣旨についての報告や提出された伺書の内容を評議し問題がなければ、その内容を絵図および裏書の文章として作成し再び検討する。絵図裏書は儒者のもとで案を作り、裁許絵図は評定所にて町年寄のもと下図を作製した。その時の用紙は、「堅紙大広美濃紙」と指示されている。裁許絵図と裏書案とも問題がなければ右筆所に送られ、裁許内容文・年月日・発給者名(片苗字と官途名)を記した。作業を終えると評定所に絵図は戻され、担当奉行によって絵図面に裁許の墨引きを施した。そして期日を指定し、当日江戸城内の柳の間で絵図を広げ、集まった評定所一座の三奉行が順に裏書と絵図面の指定された個所に捺印した後、右筆が裁許日の月付を記した。このように当初は柳の間で評定所一座および老中が揃って絵図に捺印したが、構成員が揃わず延期になることが多かったため、天明3(1783)年以降は右筆での作業を終えた後、評定所にて一座の捺印を行い、そして必要であれば江戸城内にて老中が印を捺すという方式に変更したという。この作業の間、裁許絵図や裏書が移動する時は資料に封を施したり、担当者

間で直接資料を受け渡すなどの工夫を行い、裁許内容が改ざんされる危険を防いでいた。

裁許当日の御用日には争論当事者を召集して裁許を申し渡し、裁許状として裁許絵図が下附されることとなった。裏書の日付は、当日の朝、評定所にて記されていた。そして裁許絵図は、以後在地において重要な証拠資料として保管されることとなる。裁許絵図が虫損や焼失などの理由で失われ、写しの作製を願った場合、争論当事者のうち一方が所持する絵図（本紙）をもとに「奉行所写之方」にて写しを作製し遣わすとした。

ここまでの検討から、訴訟過程に従って5段階の形式の山論絵図を提示することができた。ただし、それらは各山論絵図の特徴を部分的にしか示さず、それも論所見分伺書絵図以降に限定されるものであった。以下ではこの分類枠を用いて、対象とする旧摂津国北部地域における山論絵図の各事例の位置付けを行い、具体的にその特徴を明示していきたい。

Ⅲ. 北摂地域における近世山論絵図

(1) 摂津国における裁判機構の変遷

畿内近国の幕領を中心とした論所裁判は、近世を通じて様々な機関や人物が担当した結果、幕府裁許絵図以外や他の形式の山論絵図が数多く作製されることとなった。ここではまず、事例の検討作業に入る前にその概略や裁判機構の歴史の変遷を記すものとした。なお、裁判機構の変遷については、朝尾直弘、白川部達夫、神保文夫、曾根勇二、高木昭作、藤井譲治、藤田恒春、村田路人、藪田貫らの研究を参考とするものである²⁰⁾。

17世紀前期、上方八ヶ国の論所裁判を含む民事訴訟は幕府政権の中樞者のほか、いわゆる「国奉行」や郡代など複数の人物や機構が当初担当していた。例えば、豊臣氏家老として国奉行の権限を有していたとされる片桐且元がそれに該当する。その結果、畿内近国に

おける公事訴訟の処理機関は、個人的もしくは地域的な管轄権として分散し、裁判機構として統一されるものではなかったという²¹⁾。

その後寛文期頃までは、京都所司代が中心となって、上方八ヶ国の公事訴訟を管掌したとされている。そして代官奉行（小堀政一・五味豊直以降）が寛永11(1634)年より、郡代的な役として地方の公事訴訟の処理や年貢收取など広範な民政上の権限を有し、京都所司代の補佐として機能していた。この代官奉行の機能は後に京都町奉行へ引き継がれていくが、全ての百姓公事を掌握したのではなく、京都所司代・大坂（町）奉行・堺奉行らによる合議制、いわゆる「八人衆体制」の一環として存在するものであったとされる²²⁾。また、寛永12(1635)年から万治3(1660)年の期間、上方郡奉行（市橋吉政・小出吉親二代）が常置の巡検使的な役割を持つものとして、裁決の際に京都・伏見・大坂・堺の各郡代や奉行と合議を行うなど、主に民事裁判を管轄する機能を果たしていたという²³⁾。

後に京都町奉行となる宮崎重成と雨宮正種は、寛文5～6(1665～6)年に京都の代官奉行（五味→小出尹貞）の跡役、そして伏見の代官奉行（伏見奉行）となったことから、上方八ヶ国における地方の公事訴訟を担当することになる。その後寛文8(1668)年に京都所司代の所持する権限の一部が移譲され、京都町奉行が仮役として、そして寛文10(1670)年には職制として正式に成立したという。その結果、この京都町奉行は、摂津国を含む上方八ヶ国における公事訴訟の裁許、寺社支配を担当し、ほかに京都所司代より畿内近国の民政業務を継承することとなった²⁴⁾。

享保の改革の一環として享保7(1722)年に出された上方八ヶ国「国分け」令²⁵⁾により、大坂町奉行は、摂津・河内・和泉・播磨国にある幕府領の公事裁判を管掌することになった。それは「地方ニ附候公事訴訟并寺社等迄」と表現されているように、町方に対する地方

の公事訴訟管轄権が京都町奉行より移譲されたことを示している²⁶⁾。そして、上方八ヶ国代官を検使として派遣する権限を部分的にはあるが引き継ぐこととなった²⁷⁾。

摂津国の山論絵図作製に関わる幕領を中心とした公事訴訟における裁判機関の変遷は、上述のように職制上の管轄対象範囲の歴史の変遷との対応を示すものであった。それは寛文期と享保期に画期がみられるもので、未だ裁判機構の固定されない17世紀前期、京都町奉行の管轄する17世紀中期以降、そして18世紀初期以降は大坂町奉行が幕府評定所に代わる裁判機構として設定された。以下ではまず、先に示した山論絵図の定義を参照しつつ、これまでみてきた裁判機構の歴史の変遷に従い、当地域においてそれに対応した山論絵図の歴史の変遷を示し、それぞれの特徴を明らかにしていきたい。

(2) 北摂地域における近世山論絵図

北摂山地南麓地域において近世を通じ作製された山論絵図の事例は、現在までに57事例

を確認することができた(表1参照、各事例の絵図番号は表1に対応)。そのうち、文献資料中に記述があるのみで資料の存在が確認されない絵図は15事例にのぼる。対象とした絵図は17世紀初期から19世紀中期の間に作製されたもので、そのうち国境争論が3事例、郡境争論が22事例となっている。また、幕府領をいずれかに含むものは、全事例中43事例と7割以上も占め多い。

これらの絵図は、山野争論に関わる裁判を通して作製、手交されたもので、その結果、在地社会に存在することになった資料である²⁸⁾。そして現在では山論の発生した地域において、自治会の共有文書、近世に村役人を勤めた家の個人文書、自治体の行政資料中などにこうした山論絵図を含む関係資料群が確認される。また、博物館や文書館などに収蔵・所蔵されている場合も多い。(以下表2参照)

a. 寛文8年以前 この時期の山論絵図は、当該期における論所裁判の特色を反映し複数の機関にて作製されるものであった。慶長17

表2 山論絵図分類表

	証拠絵図	立会絵図	論所見分絵図	詰絵図	裁許絵図
国奉行					[1] 1612
巡検使					? [2] 1632 : 見分絵図にて裁許
評定所					[6] 1659 / [9] 1666
大坂城代					[3] 1638
京都町奉行		[10] 1667 / [20] 1680 : →裁許絵図? [15] 1677 / [18] 1679 / ? [19] 1679 [21] 1682 / [26] 1689 / [28] 1694 : 立会絵図にて裁許			[11] 1669 / [13] 1669 [22] 1683 / [24] 1688 [29] 1699 / [30] 1699 [31] 1702 : + 京都所司代等
		? [14] 1673 / ? [16] 1678 : 提訴後和談となり立会絵図作製			
大坂町奉行	[17] 1678頃 [25] 1689 : 下絵図→ [46] 1784 [50] 1795 : 下絵図→	[8] 1663 / [39] 1747 : →裁許絵図 [23] 1690頃 / [34] 1725 / [45] 1770-71 : 立会絵図にて裁許 [42] 1752 / ? [43] 1763 / [44] 1764-72 [47] 1787 / [51] 1802 / [52] 1804 [54] 1804-18 / [55] 1835-36 : 立会絵図にて取扱人を介し和談			[4] 1653 / [5] 1653 : + 上方郡奉行等 立会絵図を裁許絵図 [37] 1741 / [38] 1742 [41] 1750 : + 大坂城代等 [40] 1748
		? [27] 1689頃		? [48] 1792 ? [49] 1793頃	
代官					[32] 1710
藩		? [56] 1849 : 立会絵図にて取扱人を介し和談			
村		? [35] 1727 / ? [53] 1815 / ? [57] 1859			

注) カッコ内は表1の絵図番号、右の数字はその図の作製年を示す。疑問符を記す絵図番号は、現段階において仮に分類するものである。

(1612)年に、先述の片桐且元²⁹⁾単独の裁許により絵図1(図2)が作製された。この裁許絵図は、自然地形や耕地などが墨で線描され、図の表現は簡略であり、図像は境界を示す岩が描写され、境界がこの岩と境界線や文字注記で示されている。境界線は黄色で引かれ、その裏側に片桐且元の花押を据える。図幅の寸法は1.5m四方を超えず小型である。寛永9(1632)年の諸国巡察との関連も想定される絵図2³¹⁾は、簡略に自然地形や耕地などが墨で線描され、彩色は道の朱のみである。論所は地名や土地利用に関する情報と同じように文字表記で示され、図幅寸法は一辺が1m未満と小型なものとなっている。

承応2(1653)年作製の絵図4・5は、小出吉親と大坂町奉行が連名で裁許し、争論当事者一方の領主である代官が検使として派遣されている。この山論絵図は、立会絵図をそのまま用いて裁許絵図としたものである。図は彩色され、図像として樹木や自然地形物、建造物などが簡略に描写されている。論所境筋は該当部分に線を引き、認証印を捺して文字注記を付す処置が施され、特に絵図4は境界筋として黄色の線が引かれていた。図幅寸法

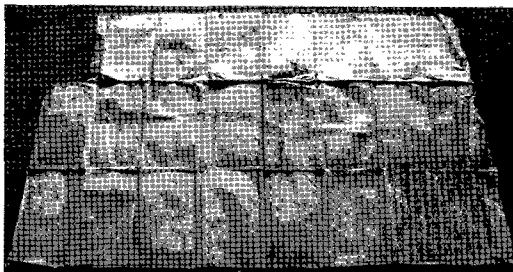
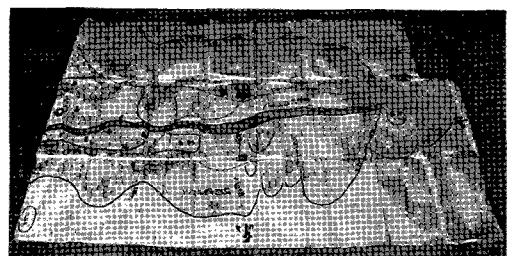


図2 慶長十七年宿野山山論済口絵図および裏書(絵図1)、山内区有文書

は約1~1.5m四方と小型である。

この時期に幕府評定所の手交した裁許絵図は、絵図6・9の2事例を確認することができる。いずれも老中も捺印しているが、絵図6は国郡境における争論ではなく、先述の定義と異なり同郡内でも老中の捺印する事例が確認される。両図とも彩色図で、図像として樹木や自然地形、建造物などが簡略に描写されている。そのうち絵図9では、論所の表現として文字注記のほか、境界上に墨で線が引かれ、線上加印されている。裁許内容はそれぞれ裏書され、そして図幅寸法は約1~1.5m四方と小型である。ほかに大坂城代の関与した裁許絵図(絵図3)も確認される。

b. 寛文8年以降 寛文8(1668)年以降は、先述のように当地域における地方の公事訴訟を京都町奉行が主に担当したことから、京都町奉行の関わる山論絵図が、立会絵図の10事例、裁許絵図の8事例と数多く作製されるようになる。このうち立会絵図の事例は争論の経緯や絵図の内容から、①17世紀中後期に訴訟の過程で提出されたもの(絵図10・20)、②17世紀後期のみで提出した立会絵図を用い裁許されたもの(絵図15・18・19・21・26・28)、③17世紀後期のみで提訴後に和談となり作製されたもの(絵図14・16)に区別される。ただし②の場合、裁許は京都町奉行のみで、京都所司代の関与は認められない。また絵図11・13・22・24・29・30・31の裁許絵図は、17世紀中期から18世紀初期にかけて、大番2名と代官(大坂代官の場合も)1名などを検使として派遣し、京都町奉行と京都所司代による裁許内容の裏書、絵図面へ墨引加印を施したものがあ

これら京都町奉行の関与した山論絵図は、いずれも彩色図であり、描写される図像も樹木や自然地形物、建物などの人工物や耕地など詳細で多岐にわたるものが多い。また、延宝期以降からは、図に付された色分凡例に従って彩色されるようになる。そのうち裁許

絵図については、図面の境界上に墨で線を引いてその線上加印し、裏書に裁許内容を記す定形化したものとなっている。また、特徴としては図幅寸法の大型化があり、特に立会絵図はその傾向が強い。図幅寸法は約1.5～2.5m四方と大きく、絵図26(図3)のように一辺が3mを超す絵図も存在している。

このほか、代官や大名による山論絵図や、争論当事者間で作製した絵図など京都町奉行の関与しない、もしくはその程度が弱い事例も少数だが存在する。特に裁許絵図については、作製時期が上方八ヶ国「国分け」令の実施直前に位置し興味深い。代官によるものとしては享保以降の事例も含めて絵図12・27・33・48・49の5事例が確認され、例えば絵図33は18世紀前期に大坂代官(鈴木九太夫)へ提出された立会絵図を用いて裁許絵図としたものであった。また、同藩領間の村々における山論絵図としては、18世紀初期に藩の役人によって裁許裏書と論所境への墨引加印の施された裁許絵図(絵図32)を確認できる。これらの絵図は、いずれも色分凡例に従って彩色され、図像として樹木が簡略に描写されており、論所境界筋には墨線を引き線上加印している。そして、図幅の寸法は約1～1.3m四方と小型なものとなっている³²⁾。

c. 享保7年以降 上方八ヶ国の「国分け」令以後、大坂町奉行の関与した山論絵図が多

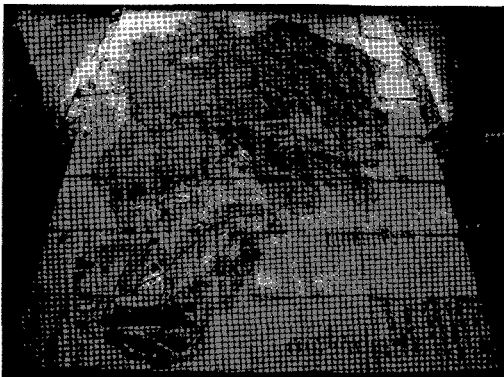


図3 元禄二年勝尾寺栗生村萱野郷立会絵図(絵図26)、箕面市有文書

くを占めるようになる。その数は自分絵図が2事例(絵図46・50)、立会絵図が11事例、裁許絵図が4事例(絵図37・38・40・41)となっており、それらは享保10(1725)年から天保6～7(1835～6)年までに作製されたものである。そのうち立会絵図は、①訴訟過程で提出され、当事者による裏書のなされた絵図で後に検使が派遣されたもの(絵図39)、②提出した立会絵図を用いて裁許されたもの(絵図34・45)、③提出した立会絵図を用いて取扱人の関与による和談とされたもの(絵図42・43・44・47・51・52・54・55)に区分することができ、それぞれの期間については、①が18世紀中期、②が18世紀後期まで、③が18世紀中期から19世紀中期までとなっている。また、18世紀中期に論所へ検使(大番・大坂代官)が派遣された後、大坂町奉行と大坂城代による裁許裏書と絵図面への墨引加印が施された裁許絵図が3事例(絵図37・38・41)存在している。

これら大坂町奉行の関与した山論絵図は、いずれも色分凡例に従って彩色されるものであり、樹木や自然地形、建造物などの図像を描写している。しかし、彩色や図像内容について京都町奉行期の事例と比べてみると、幾分程度の落ちるものとなってしまふ。図幅の寸法については、約1～2.5m四方と大型化の傾向が認められる。

大坂町奉行の関与が乏しい同藩内における山論絵図としては、19世紀中期の立会絵図(絵図56, 図4)を認めることができる。この絵図は、同じ大名領の村々の間における山論を、同じ領内の村役人を取扱人として和談となった事例で、藩の役人による調整が想定されるものである。このほか、大坂町奉行など公儀の関与の程度が弱いもので、山論当事者間で自主的に作製したと想定される立会絵図の事例(絵図35・53・57)が18世紀初期から19世紀中期にかけて若干存在している。これらの絵図は色分凡例に従って彩色され、樹木

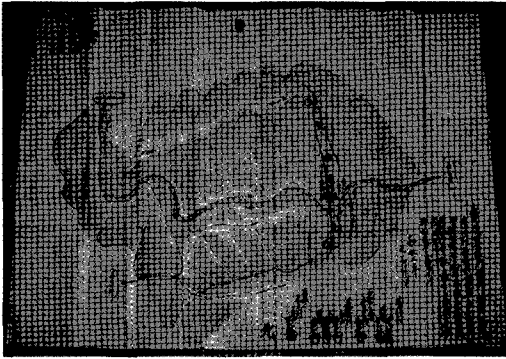


図4 嘉永二年木津村長谷村山境争論絵図
(絵図56), 肥爪家文書

や建造物が簡略な図像として描かれている。また、絵図面における論所の境界筋には墨線を引いたり、村役人などの当事者が加印する処置を施すほか、余白部分に内済証文が記されている場合もある。そして図幅寸法は約0.6~1.2m 四方と小型なものとなっている。これまでの検討から、現地に残されることとなった山論絵図は、在地で作製された立会絵図と、管轄機関より手交された裁許絵図が大半を占めるものであり、他の形式の山論絵図は少数であることが判明した。次章では先述した絵図の分類枠を用い、上記でみてきた北摂山地南麓部における山論絵図の事例を対象として、その位置付けを試みたい。

IV. 北摂地域における近世山論絵図の分類

(1) 近世山論絵図の分類

ここでは、当地域における57の山論絵図の事例を作成過程に従って分類することにより、裁判の各段階における絵図の形式や表現に関する特徴を明らかにしていきたい。それは、この作業が近世山論絵図の分類において、先述の定義との比較を通じてその確認を行うとともに、より具体的な指標の提示が可能になると考えているからであり、特に現地に存在する山論絵図の大半を占める立会絵図と裁許絵図を中心に議論を進めていくこととした。その際、争論管轄機関の関与の程度や

解決方法に応じて各形式の山論絵図をさらに細分化することも試みた。(以下表2参照)

a. 証拠絵図 文献中に「古キ絵図」「自分絵図」と称されるこの形式の絵図は、57事例中4事例(絵図17・25・46・50)と少数ながら認められた。ただし、この呼称の絵図には立会絵図を作製するための下絵図(野図)が含まれることもあり、絵図25・50はこれに相当すると考えられる。提訴時に証拠資料として提出される絵図は、その段階で旧来より一方が所持してきた既存の資料と考えられるが、文献資料の記述に該当する証拠絵図の存在を今回確認できなかった。

b. 立会絵図 立会絵図は当地域における山論絵図のうち最も数の多い形式の絵図であり、57事例中31事例と多数の事例が確認される。これらの事例は17世紀中期から19世紀中期までに作製されており、なかでも17世紀後期は最も事例数が多い時期となっている。この図は山論訴訟の過程で争論当事者間によって作製されたもので、両者の主張を総合し、論所地やその周辺に関する情報を図面上に示したものである。また、山論訴訟を管轄する組織の関与の程度差によって立会絵図はさらに分類でき、①幕府関連機関や藩などが強く関与し作製されたものと、②これら公儀の関与が弱く当事者間が主体となり内済証文の一形態として作製されたものに大別される。さらに山論の解決法に従って①の立会絵図は、山論訴訟の過程において裁判機構に提出した絵図の控として在地に存在するものと、この訴訟段階での絵図を用いて裁許となり公儀より写しとして手交されたものに区分される。それぞれの時期についてみると、①の立会絵図は18世紀中期頃までに事例の多くが作製され、特に立会絵図を用いて裁許とした事例は延宝期から元禄期に集中している。一方、②の立会絵図は18世紀中期以降に作製された事例が多くなっている。

立会絵図は、複数の和紙を糊継ぎし作製さ

れており、事例のうち図幅寸法は最大で絵図26(図3)の南北342.0×東西253.0センチ(料紙11×6枚)、最小で絵図56(図4)の南北67.5×東西96.0センチ(料紙2×2枚)となっている。全体的には17世紀中期以降、①の立会絵図が大型化する傾向のある一方、②の立会絵図は小型である場合が多い。また、図裏側の料紙継ぎ目に当事者間の代表者が捺印した絵図の多いことも特徴である。

立会絵図は争論当事者が作製した絵図であることから、①の立会絵図の場合、図3のように裏書や端書として図の表現内容を保証する文面を記しているのが基本となっている。それは誓詞が行われた旨の裏書、年月日、関係者の連署により構成され、例えば延宝8(1680)年に作製された絵図20の裏書は、次のように記されている。

表書之絵図双方并絵師共ニ神文仕有来ル之通り絵図仕立申候、双方申分無御座候故ニ連判仕御公儀様江指上申清絵図毛頭互ニ無相違候、以上

摂州有馬郡松山庄香下村
 延宝八年 御室御所様末寺
 申ノ十一月十六日 羽束山香下寺(印)
 庄屋 孫太夫(印)
 年寄 市郎右衛門(印)
 絵師京 市兵衛

さらに18世紀前期以降の事例の裏書には、「町見縄引絵面」(絵図33)、「百間五寸」(1/1,200, 絵図39)、「百間四寸之積」(1/1,500, 絵図47)や「分間百間壹寸之積」(1/6,000, 絵図51, 図5)などと測量に関わることばの使用されるものが現われ、作製した立会絵図の正確さを表すための技術的背景を示す記述も確認される。一方、②の立会絵図の場合、絵図56(図4)のように、この裏書や端書の箇所へ内済証文を記すこととなる。そして、その差出しの部分には村における争論の場

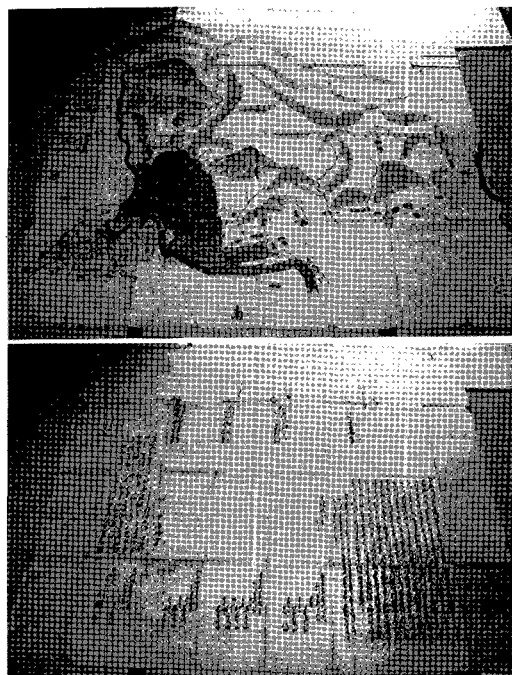


図5 享和二年川面村安場村生瀬村山論立会絵図および裏書(絵図51)、浄橋寺文書

合、村々毎の村役人による連判が一般的で、これに絵師を加えることもあった。ちなみに、表1に示される立会絵図の作製時期は、基本的に裏書や端書に表記された年月日を採用している。この年月日は絵図を管轄機関に提出した、もしくは当事者間で内済が成立した時期に相当し、正確には絵図の作製を終了した時期と相違している。

次に立会絵図の表現における特色をみてみる。調査した事例は全て彩色図であり、図面の多くを占める山地は緑で色彩され、道は赤、水系は青とする場合が多く、これは他の近世絵図にも共通した特徴である。そして、延宝期以降に作製された絵図は、図面の余白の色分凡例に従って彩色されるようになる。この延宝期には、幕府勘定方による上方御蔵入地(幕府領)の巡見に際し、色分凡例などによって多くの事物を明示する一村限りの村絵図の作製が指示されていた³³⁾。幕府領を対象に実施された延宝検地³⁴⁾も含め、その関連は不明であるが、山論絵図における色分凡

例の表記の登場した時期と同一であることは興味深い。

図像は、山地植生に関する描写が特徴的で、様々な樹形の樹木を記号的に描き、特に松型の樹木が多い。山地表現についてみると、近世前期に作製された絵図は仰見図的な形式を示すが、元禄期以降に作製された絵図については、公儀の関与の程度が高いものに関して山地を平面図的に表現し、尾根や斜面や谷を段彩的に色分けた形式が認められるようになる。この表現法の変化は測量の実施に対応するものと考えられる³⁵⁾。特に18世紀中期以降、大坂町奉行の関与した山論絵図には、部分的ではあるが論所の周囲や境界において盤針法による測量（距離や方位など）を実施し、精度の高い絵図が作製されるようになった（絵図39・47）³⁶⁾。そのほか、図面に測量結果を示す絵図も存在する（絵図55）。

同じく公儀が関与する絵図には、論所以外の周辺も含む広い地域を描写対象としたため、絵図に描かれた論所が図面上で小さな面積しか占めていない場合もある。これは、現地の地理情報に乏しい訴訟担当者に対して、論所周辺の情報を示すことを目的としたためであろう。逆に争論当事者間で作製され、公儀の関係が薄い立会絵図については、地域として論所地に限定し描写される傾向が強く、地域への理解の程度差を示している。

山地の描写内容について争論当事者間で認識が相違した場合、「かぶせ絵図」などの表現方法が取られ、双方の主張とも明示された（絵図47・51など）。また、②の立会絵図では、絵図56（図4）のように和談となり設定された論所の境界筋について図面上に墨の線を引き、認証印を捺した事例があり、裁許絵図と類似する処理が施されている。

図面には、多くの文字情報（小書）が記される。その主な内容は、地名や土地利用についてである。この文字注記は、争論当事者間の主張が相違する場合、付箋に各自の主張を

記し該当個所に付すなどの処置が取られた（絵図26・39など）。また方位表示は多くの他の近世絵図と同じように、絵図表の各四辺中央部に東西南北と記されている。

立会絵図は、この絵図自体を利用して和談や裁許など幾つかの山論処理策が実施されていることも特徴として挙げられる（絵図26など）。この資料に手を加えるという行為は、最終的な決定として権威を有する裁許絵図では不可能な作業であり、近世における裁判制度の一端を示すものとして興味深い。

c. 論所見分伺書絵図・詰絵図 論所見分伺書絵図および詰絵図は、資料の性格上在地に存在することがまれな絵図と考えられ、今回調査した事例では確認できなかった³⁷⁾。

d. 裁許絵図 裁許絵図は、今回検討した山論絵図のうち57事例中21事例と立会絵図に次いで多くの事例を数えることができた。これらの事例は17世紀前期から18世紀中期までに存在し、17世紀後期に最も数多く作製されている。この図は、公儀により下された裁許内容を図面上に表し手交されたものである。裁判機関として裁許を下した役職には、老中、評定所一座、京都所司代、大坂城代、京都町奉行、大坂町奉行や代官などが確認される。これら裁判機関は、先述したように当地域の山論訴訟の担当における歴史的な変遷に応じて変化するものであり、寛文期と享保期に画期が認められるものであった。

裁許絵図の用紙は、立会絵図と同様、複数の和紙を糊継ぎして作製され、調査した事例のうち図幅寸法は最大で絵図41の南北255.5×東西239.0センチ（料紙9×6枚）、最小で絵図2の南北55.5×東西90.5センチ（料紙2×2枚）となっている。17世紀中期を境として、京都町奉行や大坂町奉行と江戸幕府役職の関与した裁許絵図が大型化していく傾向を認めることができる。これに対して、代官もしくは大名が扱った裁許絵図の事例は、相対的に小型のものであった。

裁許絵図の主な特徴は、裁判機関より下附された判決文を裏書として図の紙背に明記していることと、決定した境界筋を図表の該当部分に墨線で明示し、その線上へ加印することの2点である(図6参照)。裏書は紙背の中央や右側に位置している判決文のほか、判決文の左に位置する年月日、年月日の下に示された連判、紙背の左下隅に記された宛所により構成されている。そのうち裁判担当者名を示した連判は官途名(片苗字も)と押印からなり、連判者のうち左側を上位としていた。連判のうち印のない人物は絵図13(図6)の「江戸参府ニ付加印無之候」などのように、その理由を付箋に記して名の下に付す処置が施されている。また、判決文は時代が下るに従って相対的に長文化する傾向を示す。ところで、承応期の裁許絵図(絵図4・5)については提出された立会絵図をそのまま用いて作製していることが確認され、以後の裁許絵図と異なり未だ定型化されていない。

絵図面の論所境界筋に墨で線を引くこと

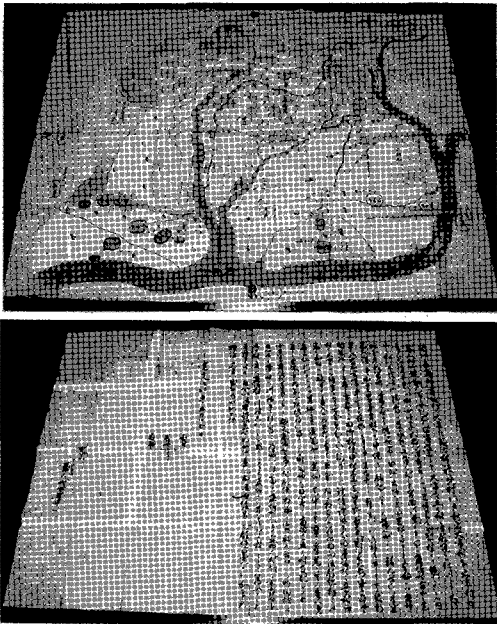


図6 寛文九年鹿塩村大市庄五ヶ村蔵人村山境争論裁許絵図および裏書(絵図13)、西宮市郷土資料館蔵

は、ほぼ全ての裁許絵図に認められる基本的表現である。ただし、慶長および承応期に作製された絵図1(図2)と4は黄色で境界線が引かれ、16世紀中期頃までは墨線に確定されていなかったことを示している。また、墨線上への公儀による認証印は、適当な間隔を空け複数箇所に捺され、ある程度墨線の端や屈曲する部分を選択して施された。そのうち争論や絵図表現上重要な部分については、連判者のうち上位者の加印する傾向が認められる。この線上への加印は在地で裁許絵図の写しを作製する場合、印をそのまま模写することはせず、該当箇所に付箋を付したり、印の形状に切り抜いた白紙を貼りつけるなどの処理が施され、印判の權威をうかがわせる。

次に絵図の表現をみよ。裁許絵図の事例はほぼ全てが彩色され、寛文頃を境に概略的なものから色彩や図像の表現内容が豊富な絵図へと変化していく。特に京都町奉行の関わる事例は、立会絵図も含めて絵図の美麗化する傾向が認められ、表現される地域もこの時期を境により広い範囲を対象とするようになる。また色分凡例については天和3(1683)年作製の絵図22以降から示されるようになる。なお、寛文9(1669)年作製の絵図13(図6)では色分凡例を明示しないものの、既に争論当事者間の領域に従って耕地を塗り分け、同種の表現がなされる。また、18世紀前期の絵図31ではこの凡例の横に「百間三寸割(1/2,000)」と記され、この時期に至って測量実施を示すことばが図上に登場するようになる。このように彩色や色分凡例のみならず、図像や山地表現形式に関する表現内容についても、立会絵図に類似する結果となった。しかし、裁許絵図と立会絵図の表現形式にみられる傾向の一致は、先述の定義に相違している。この一致は両図の作製に関わる絵師が共通していた、もしくは技術や表現に関して山論絵図の作製が前もって規定されていたからとも考えられるが詳細は不明である。

裁許絵図は複数の写しを作製して争論に関わる村同志や村の内部で所持され、裁許内容が共有し保存されていた。図ではなく裏書のみを別紙に写す場合も多数確認される。その結果、裁許絵図は立会絵図とともに様々な程度の写しが多数存在し、現在まで所持されることとなった³⁸⁾。また、同地域では安永期に裁許絵図の写しを作製している³⁹⁾。これは、明和9(1772)年2月に江戸の大火事によって評定所などが被害を受け、裁許書や絵図が焼失したことに起因する⁴⁰⁾。そして安永2(1773)年6月には、幕府関係機関より手交され在地で所持されている裁許書や裁許絵図の写しに本紙を添えて各領主へ提出し、領主はそれらを集めて江戸に届け、寺社奉行月番に通達して指示を受けるとする触が全国的に出された⁴¹⁾。これにより、翌年にかけて裁許絵図などの写しが在地で作製されることとなった。提出された写しは本紙と比較した後評定所へ納められ、残る本紙については返却されたという。なお、このほか天保11(1840)年4月にも同様の触が出されている⁴²⁾。

(2) 近世山論絵図の特徴

今回検討した山論絵図の事例は、山野の資源や土地利用を巡る争論を契機に作製されたものが多く、立会絵図と裁許絵図の形式が中心となる。その作製時期は寛文-元禄期(17世紀後期頃)に集中し、先述した幕府裁許絵図の傾向に共通する。これは、同じ頃延宝検地や元禄国絵図など村域を確定する事業が実施されていたという歴史状況にも起因すると考えられる。その後18世紀後期に向け事例数が再び増加し、19世紀初期以降は減少した。山野論の調停時に作製された山論絵図の形式は、歴史的に裁許絵図から立会絵図へ推移する流れが認められ、裁許絵図は18世紀中期を最後に作製されなくなった。この傾向は山野論の質的变化を反映した結果とも考えられ、今後個別に検討していく必要がある。

作製された山論絵図は争論の最終的な調定資料である場合が多い。そのため、山論絵図の各形式は山野論の性質に対応したものであるとともに、各機関によって時代毎に採用された調定方針を示しているといえる。なかでも、立会絵図が最も多いことは注目すべきである。京都町奉行の管轄した17世紀後期は立会絵図の段階で裁許とした事例が多く、その後大坂町奉行の管轄した18世紀後期以降になると、立会絵図を以って取扱人を介し和談となる事例が増加する。また、18世紀以降は自主的に当事者間のみで作製した立会絵図も確認され、公儀権力の主導しない山野争論の解決策が図られようになっており、立会絵図の示す調停方針の変遷は興味深い。

摂津国では畿内近国の論所裁判機構の歴史の変遷に従い、寛文9(1669)年を最後に国郡境の山論についても幕府評定所による裁許絵図は作製されていない。しかし、山城・大和・近江・和泉・播磨国では、上方八ヶ国に関する地方の公事訴訟の権限が京都町奉行に移譲された寛文8(1668)年以後も、幕府評定所による裁許絵図の存在が確認され、摂津国の場合と異なる理由を今後検討する必要がある。ただし、寛文期以降も京都および大坂町奉行は、京都所司代や大坂城代を通じて幕府評定所や老中の意向をうかがいながら審議を行っており、単独で論所裁判を担当していなかったことは考慮しなければならない⁴³⁾。

検討した事例は京都町奉行が担当し始めた寛文期頃より統一した形式を示すものが増え、図の表現が美麗化し内容も詳細化する。この時期以降に作製された裁許絵図は図面の論所境界筋に墨線を引いて加印し、紙背に裏書を記す形に固定され、先述した幕府法典資料の示す形式に共通するようになる。このことは、寛文期頃までに山野争論に関わる絵図の作製が、法の整備とともに制度として確定されたことをうかがわせている。これ以降、京都および大坂町奉行の関与した山論絵図は

大型となる事例が多く、特に立会絵図はその傾向が強い。また、江戸幕府役職が直接関係する山論絵図は、技術的に18世紀前期頃より測量を実施して作製された事例が確認されるようになり、18世紀中期以降には盤針術による測量技術が確実に実施された絵図も登場する。

享保期以降、大坂町奉行の関与する山論絵図の特徴として、裁許絵図の減少と立会絵図による取扱人を介した和談の増加を先に挙げた。これらは山論の質的变化とともに、幕府財政の困窮状態の解消を目的とした経費削減に関連するとも想定される。つまり、摂津国の公事訴訟に関する権限の移譲（京都町奉行所より近隣の大坂町奉行所へ）や立会絵図段階における和談の促進は、裁判過程の短縮や行政事務の簡素化による負担の軽減を試みた結果といえ⁴⁴⁾、それは増加する公事訴訟の円滑な処理を目的に、内済を制度化させ山野論の解決を在地に委ねることもあった。また、この時期は財源確保を目的とした年貢増徴も図られており、裁判期間の短縮は山野の用益停止による農業生産への悪影響を減じ、和談による解決は高外地などの新田開発に必要な山野資源（肥料など）の確保を可能な限り多くの村々に保証する目的として、立会絵図の段階における和談が採用されたとも想定されるが今後の検討を要する問題である⁴⁵⁾。

Ⅶ. おわりに

これまで山論絵図をまず訴訟過程に従って5段階に分類し、その形式をもとに摂津国の各事例についての検討を試みた結果、概ねこの定義に一致するものであることが確認された。また、山論絵図の歴史的な展開、つまり山野論の調整方針、山論絵図の形式や描写上の変容は、畿内近国における公事訴訟機構の歴史的な変遷に対応していることもみてきた。それは、京都町奉行の関与した寛文期以降に山論絵図がそれ以前に比べ定形化し、そ

して近世を通じて山論絵図の主流が裁許絵図から立会絵図へと移行するものであった。

検討した事例では立会絵図の数が最も多く、この段階にて内済を主とした様々な山論調定策が高い割合で図られていたことを表しており、法制史的にも近世訴訟制度の特徴を示し重要と考えている。また、時代を通してみた場合、近世山論絵図は地図史としての側面、つまり絵図の作製技術や図法上の変遷を知ることができる資料としても有用であり、特に土地支配との関連において絵図作製に関する測量技術の理解を進めるものである。

今回検討した57事例の山論絵図のうち7割以上の43事例は、幕府領が争論当事者のいずれかに関与するものであったことにも注目したい。これは全体的に絵図の作製に至らない山野論の事例数の方が多く占めるなか、幕府領内での山論処理策として絵図の作製が積極的に意図されていたことを示唆している。加えて、畿内近国のように支配の錯綜する地域では各種の山論絵図を用いた解決法が模索され、その結果多種の立会絵図が作製されることとなったと考えられる。

古地図・絵図資料の描写内容を検討する際、基本的には合目的に資料を利用すべきであるが、対象とする資料の批判的検証作業として、表現される文法、つまり作製主体による当該地域の認識やその社会経済的背景など、表現を規定する要素を明らかにする必要がある。そのため、作製過程やその技術、利用過程の変遷や目的が明確な図を可能な限り選択し利用すべきと考えている。その点、近世山論絵図は潤沢な関連資料の存在ゆえ、作製目的のみならず、作製に関わる測量や製図技術⁴⁶⁾、調製過程の検証が可能な資料であり、当時の資源や土地利用、山野景観の解明に対しても有効な資料と考える。しかし、絵図作製に関する制度や技術的規定の存在は、一方で表現や図法が形式的であるという批判にもつながり、この点において図の表現内容

は慎重に検討する必要がある。そうした意味では、議論の対象として裁許絵図よりもむしろ立会絵図に注目したい。この図は在地で争論当事者が主体となり作製したものであることから、対立する双方の主張を最大限に含み、時には錯綜する場合もあるが、最終的に確定した裁許絵図に比して情報量の多い資料といえる。また、訴訟過程の資料であるゆえに一定の規定を受けるとはいえ、生産の多くを山野資源に依存する人々が主体となって、彼らの認識を通じて作製された絵図であることから、その図の表現内容は他の形式の山論絵図に比して当時の実態を強く反映したものであるといえる。これらのことから山論絵図を対象として山野の資源や土地利用について検討する際、特に立会絵図は有効な資料になると考えている。

(九州大学大学院・院生)

【付記】

本稿は1999年6月の歴史地理学会大会における自由論題研究発表をもとに作成したもので、本稿の作成にあたっては、大阪大学村田路先生、甲南大学久武哲也先生、大阪大学小林茂先生、九州大学中野等先生にご指導をいただきました。また、資料の調査や閲覧にあたっては、資料所蔵者ならびに諸機関に大変お世話になりました。末筆ながらここにお礼申し上げます。

【注】

- 1) ①川村博忠『近世絵図と測量術』、古今書院、1992、36～54頁。②金田章裕「絵図・地図と歴史学」(『岩波講座日本通史 別巻3史料論』、岩波書店、1995)、307～326頁、のち同『古代荘園図と景観』、東京大学出版会、1998、314～333頁。
- 2) ①南出眞助「古代荘園図と中世荘園絵図」(金田章裕・石上英一・鎌田元一・榮原永遠男『日本古代荘園図』、東京大学出版会、1996)、151～170頁。②小山靖憲『中世村落と荘園絵図』、東京大学出版会、1987、232～254頁。③黒田日出男『中世荘園絵図の解釈学』、東京大学出版会、2000、3～43頁。
- 3) 吉田敏弘の提起した荘園絵図分類のうち、絵図の作成契機に従い「支配系絵図」と対比して「相論系絵図」と位置付けた枠組みに注目する。そのなかで、「相論系絵図」を作成の主体や相論の段階に応じて、「訴陳絵図」「実検絵図」「裁許・和与絵図」と三段階に分類している。①吉田敏弘「荘園絵図の分類をめぐって」(『企画展示 荘園絵図とその世界』、国立歴史博物館、1993)、105～111頁。②同「荘園絵図の空間表現とその諸類型」(国立歴史民俗博物館編『描かれた荘園の世界』、新人物往来社、1995)、49～77頁。
- 4) 錦昭江「領域型荘園の推移と相論絵図の成立」、日本歴史第578号、1996、18～36頁。
- 5) 大国正美「近世境界争論における絵図と絵師—地域社会の慣行秩序の展開にみる権力と民衆—」(朝尾直弘教授退官記念会編『日本社会の史的構造 近世・近代』、思文閣出版、1995)、53～76頁。
- 6) ①高木昭作「惣無事令について」、歴史学研究547、1985、3～13頁、のち②同『日本近世国家史の研究』、岩波書店、1990、33～60頁。③藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』、東京大学出版会、1985、267+8頁。④同『村と領主の戦国世界』、同、1997、103～130頁。⑤丹羽邦男「近世における山野河海の所有・支配と明治の変革」(『日本の社会史 第2巻 境界領域と交通』、岩波書店、1987)、173～213頁。
- 7) 以後、公事訴訟の過程については以下を参照した。①小早川欣吾『増補近世民事訴訟制度の研究』、名著普及会、1988、768+25頁。②日本歴史学会編『概説古文書学 近世編』、吉川弘文館、1989、349+6頁。
- 8) 同資料は、近代に入り「旧幕府引継文書」と称される資料群として江戸幕府評定所関係文書が明治政府などに引き継がれたもののうち、幕府裁許絵図資料について司法省が整理し目録化したものである。この資料については、既に山本英二により書誌学的な検討も含め詳細な考察が行われており、以下も参照した。①『舊幕府裁許絵圖目録』上・中・下、明治9(1876)年、国立国会図

- 書館所蔵(『旧幕府引継書 マイクロフィルム版』、日本マイクロ写真株式会社、1971)、リール番号293。②『舊幕府裁許圖目録 舊幕府書類目録』、明治36(1903)年写、京都大学文学部所蔵(国史/あ/1・あ/1/22)。③山本英二「論所裁許の数量的考察」、徳川林政史研究所研究紀要第27号、1993、159～191頁。
- 9) その内訳は、播磨国28事例、近江国10事例、大和国8事例、摂津国7事例、丹波国3事例、山城・和泉国の1事例となる。河内国は、目録の巻頭に「闕」と記され事例が確認されない。このうち、播磨国の事例数が多いことは注目され、幕府領とともに中小の諸藩が分立していた当該期における播磨国の支配関係に関連すると考えられるが、その理解については今後の課題としたい。
- 10) これらの地域の特色については、関東近国であること以外に、幕領の多いことや支配関係の錯綜することなど幾つか挙げられる。
- 11) 幕府裁許絵図の事例がない、もしくは少ない国は、北陸・山陰・山陽・南海・西海道・南海道と西日本に集中する。こうした国々については共通する傾向が認められ、具体的には、江戸から離れた地域であること、遠国奉行による管轄下の地域であること、国持クラスの外様大名の領国であることなどが挙げられる。
- 12) 対象地域は、安岡重明により提唱された「非領国」地域に含まれ、その後藪田貫の「支配国」概念や高木昭作の「国奉行・国役」論などによって、畿内における支配論(特に国家・奉行所支配について)が展開されている。その議論は、幕府・小藩・旗本・寺社各領などが複雑に入り組み、所領が分散・錯綜した地域における広域支配について理解を試みたものである。①安岡重明「近畿における封建支配の性格－非領国に関する覚書－」、ヒストリア22、1958、19～40頁。②藪田貫『『摂河支配国』論－日本近世における地域と構成－』(脇田修編著『近世大坂地域の史的分析』、御茶の水書房、1980)、13～59頁。③高木昭作「幕藩初期の国奉行制について」、歴史学研究431、1976、15～29・62頁、のち前掲6)②61～106頁。④岩城卓二「大坂町奉行所支配と畿内期近国地域社会についての覚書」、史泉78、1993、30～43頁。⑤村田路人「畿内近国支配論について」、日本史研究428、1998、98～103頁。
- 13) この定義は、文政年間(1818～1830)編纂の『百箇条調書』を基本とした。また、特に京都・大坂町奉行に関しては、『京都御役所向大概覚書』[享保2(1717)年頃]および『大坂町奉行所旧記』[文化5(1808)年頃]を参考とした。①布施弥平治編『百箇条調書 第一巻内々上下/巻一～巻四』、新生社、1966、359頁。②同『同 第三巻 巻十一～巻十六』、同、同、755～1141頁。③岩生成一監修『京都御役所向大概覚書 上巻』、清文堂、1973、551頁。④同『同 下巻』、同、同、426+58頁。⑤大阪市史編纂所編『大阪市史史料第四十一輯 大坂町奉行所旧記(上)』、大阪市史史料調査会、1994、149頁。⑥同『同第四十二輯 同(下)』、同、1994、150頁。⑦野高宏之「大坂町奉行所の当番所と当番与力」、大阪の歴史46、1995、23～62頁。
- 14) 前掲13) ①46頁。
- 15) 立会絵図については以下を参照。前掲13) ①45～47・160～165頁。①『御当代式目』、元文年間(1736～1741) ②荻田佳寿子『江戸幕府法の研究』、巖南堂書店、1980)、516～517頁。③『京都町奉行所書札覚書』、寛文10(1670)年以降(④京都町触研究会編『京都町触集成 別巻一』、岩波書店、1988)、20頁。⑤高柳眞三・石井良介編者『御触書天明集成』、同、1936、912～913頁。
- 16) 論所見分伺書絵図については以下を参照。前掲13) ①45～46頁。同②1083～1141頁。同③430～433・496～499頁。同⑤26～29頁。前掲15) ③16～18頁。①『享保厳令録』、寛保元(1741)年まで[前掲15) ②]、441～442頁。②『御当代式目』、元文年間(1736～1741)(同)、516頁。③『秘法政用集 巻下』、寛保年間(1741～1744) 幕末期筆写(同)、575頁。④『京都役方覚書』、元禄7(1694)年頃[前掲15) ④]、218～220頁。⑤司法省蔵版石井良助校訂『徳川禁令考 後集第一』、創文社、1959、349～355頁。

- 17) 村田路人「享保の国分けと京都・大坂町奉行の代官支配」(大阪大学文学部日本史研究室編『近世近代の地域と権力』, 清文堂出版, 1998), 325~341頁。なお, 検使の派遣にもなって朱印状が発給され, 各宿に対して人足や馬(伝馬)の役が課せられていた。また, 論所見分にかかる必要経費の役扶持として扶持米が支給された。必要経費とは, 論所見分に帯同する絵師・手代・竿取・水夫の賃銀, 移動宿泊費(木銭・宿賃・駄賃など)や紙筆墨代に当たる。絵師には伝馬や人足が宛がわれることもあった。また, 竿取は論所の「水盛絵図縄引」を行う目的で同行し, 測量道具など(「見盤水盛道具并竿取荷物」)の運搬のため本馬が利用されたことも確認される。これら検使一行は, 時には10ヶ所以上もの複数の論所地を巡り見分を実施していた。前掲16)。
- 18) 詰絵図については以下を参照。前掲13) ①46~47頁。
- 19) 裁許絵図については以下を参照。前掲13) ①46~47・255頁。同②1083~1141頁。前掲16) ⑤257~259頁。①『公裁録』「吟味物取捌方等之部」, 文化・文政年間(1804~1830)(水利科学研究所監修『近世農林政史料集一公裁録』, 地人書館, 1963), 35頁。なお, 「裁許裏書絵図」については杉本史子が以下の論考のなかで, 裁判方式の分析から詳細な検討を行っている。②杉本史子「「裁許」と近世社会—口頭・文字・絵図」(黒田日出男・M.E.ベリ・杉本史子編『地図と絵図の政治文化史』, 東京大学出版会, 2001), 185~230頁。
- 20) ①朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造—畿内における幕藩体制—』, 御茶の水書房, 1967, 303~354頁。②白川部達夫「大坂町奉行の成立についての二・三の問題」, 日本歴史481号, 1988, 47~62頁。③神保文夫「近世私法における「大坂法」の意義について—大坂町奉行所の民事裁判管轄に関する一考察—」(平松義郎博士追悼論文集編集委員会編『法と刑罰の歴史的考察—平松義郎博士追悼論文集—』, 名古屋大学出版会, 1987), 311~337頁。④曾根勇二『片桐且元』, 吉川弘文館, 2001, 285頁。⑤藤井謙治「京都町奉行の成立過程」(京都町触研究会編『京都町触の研究』, 岩波書店, 1996), 135~157頁。⑥藤田恒春「近世前期上方支配の構造」, 日本史研究379号, 1994, 86~110頁。前掲12) ②。同③。前掲17)。
- 21) ①藤田達生『日本中・近世移行期の地域構造』, 校倉書房, 2000, 206~245頁。前掲12) ②。同③。前掲20) ④。同⑥。摂津国については, その後元和9(1623)年頃まで村上孫左衛門が摂津国奉行として, 寛永4(1627)年以降は大坂町奉行が「支配国」としてそれぞれ公事訴訟を処理していたことも指摘されている。前掲20) ②。
- 22) 前掲12) ②。
- 23) 前掲12) ②。同20) ①。
- 24) 前掲20) ⑤。
- 25) 前掲13) ⑤21~25頁。
- 26) 前掲20) ③。
- 27) 前掲17)。
- 28) これら山論絵図は, 争論当事者間に対し何枚か手交されたり, 関係する村々において絵図の写しが作製された結果, 同じ内容の絵図が複数枚存在することとなった場合が多い。表1では, 紙面の都合上一点のみ記したが, その際, 自治体に収蔵される資料を優先した。
- 29) 曾根勇二「「豊臣体制」の解体をめぐって—片桐且元を中心として—」, 地方史研究33-1, 1983, 22~33頁。
- 30) ①大館右喜「江戸幕府の諸国・御料巡見使について」, 徳川林政史研究所研究紀要昭和48年度, 1974, 219~236頁。②塚本学「諸国山川掟について」, 人文科学論集第13号, 1979, 11~24頁, のち同『小さな歴史と大きな歴史』, 吉川弘文館, 1993, 186~213頁。
- 31) 図の表には, 長崎半左衛門・井出十三郎・山田五郎兵衛・松村吉左衛門が連印している。このうち, 長崎は, 同年7月に惣御普請奉行として諸国巡視に参加していたことが認められる。『新訂寛政重修諸家譜 第8』, 続群書類従完成会, 1965, 235頁。
- 32) この時期やそれ以前にも, 大坂町奉行の関与を示す事例が若干数認められる。ただし

- 資料の不足から、論所裁判として大坂町奉行が関わっていたのかは不明である。争論の展開によって、以後京都町奉行などへ担当が移行した可能性の有無を示し得ず、その位置付けが困難なため、今回は検討から省いた。
- 33) ①川西市史編集専門委員会編『川西市史 第二巻』, 川西市, 1976, 158~181頁。②同『同 第七巻 文化遺産編』, 同, 1977, 262~328頁。
- 34) 延宝5年の摂州御検地御改條目には「検地者、百姓進退極所に候間、別而可入念、先其村之田畑上中下有所・野山・林・池・川・堤等絵図いたさせ取之、其上委細令見分、大概を極、強弱無之様ニ可致地詰事」とあり、検地に先立って村の土地利用に関する絵図の作製が指示されている。宮川満『太閤検地論 第三部』, 御茶の水書房, 1963, 331~334頁。
- 35) 木全敬蔵「江戸時代地図の山地表現法」, 地図32-2, 1994, 1~6頁。
- 36) 両絵図には、立会絵図作製の際に実施された測量結果を記す「野帳」(測量帳)が付帯する。
- 37) 前掲31)。寛永巡見使との関連も想定される絵図2は、検使の作製した絵図として注目する必要があり今後の検討課題としたい。同図の表には検使の連判が、裏側の料紙継目にも検使の捺印が認められる。また、絵図48は、和談成立後に大坂城代・大坂町奉行へ願ひ手交された絵図であるため、同じく検使との関連に注意する必要がある。同図は、図上に測量の結果が記されている。
- 38) 写しも含め同一内容で複数枚の山論絵図は、村の共有文書として村役人の交代毎に公的に継承されたもの、庄屋や年寄などの村役人を代々勤めた家筋に私的に保有されてきたものなどの形で在地に存在し、先述したように現在まで伝来するものも確認される。
- 富善一敏『東京大学日本史学研究叢書4近世中後期の地域社会と村政』, 東京大学日本史学研究室, 1996, 321頁。
- 39) ①下止々呂美地区(箕面市)共有文書「元禄元年下止々呂美村細郷六ヶ村裁許絵図」, 安永2(1773)年11月, 同地区所蔵。②船坂部落(西宮市)有文書「寛保元年船坂村社家郷山論裁許絵図」, 安永2(1773)年10月, 山口町徳風会所蔵など。
- 40) ①黒板勝美・國史大系編修会編『新訂増補國史大系 徳川実紀 第十編』, 吉川弘文館, 1976, 381~382頁。②下止々呂美地区共有文書「覚」, 安永3(1774)年4月16日, 同地区所蔵など。
- 41) 高柳眞三・石井良助編『御觸書天明集成』, 岩波書店, 1936, 952~953頁。
- 42) ①石井良助・服藤弘司『幕末御触書集成 第五巻』, 岩波書店, 1994, 480~481頁。②杉本史子『領域支配の展開と近世』, 山川出版社, 1999, 149頁。
- 43) 前掲13) ②1111~1116頁。
- 44) ①大石学「享保期幕政改革と幕領支配」(歴史学研究会編『歴史学研究別冊特集 1981年度歴史学研究大会報告』, 青木書店, 1981), 88~97頁。②曾根ひろみ「享保期の公事訴訟と法支配」(同), 109~118頁。③同「享保期の訴訟裁判権と訴-享保期の公儀-」(松本四郎・山田忠雄編『講座日本近世史4元禄・享保期の政治と社会』, 有斐閣, 1980), 263~300頁。
- 45) ①大石慎三郎『享保改革の経済政策 増補版』, 御茶の水書房, 1975, 357頁。②大石学『享保改革の地域政策』, 吉川弘文館, 1996, 77~459頁。
- 46) 測量技術の多くは廻り検地など、検地技術に関連している。鳴海邦匡「近世山論絵図と廻り検地法」, 人文地理51-6, 1999, 19~40頁。

Definition and Classification of Dispute-Site Maps about Fields and Mountains in Early-Modern Japan

NARUMI, Kunitada

After the latter half of the seventeenth century, a significant number of boundary-disputes occurred about the fields and mountains in Japan, due to the nationwide increase of land development or agricultural productivity. Particularly, these disputes were caused by struggling for the forest resources to utilize in agriculture and drawing the dividing line among the peasant societies in early-modern Japan. In the case of these disputes, the rulers and villagers tried to draw various kinds and sizes of dispute-site maps about fields and mountains for one's interests. These maps were hand-drawn maps made by professional or government-patronized painter.

The purpose of this paper is to show the process on cartography mentioned above so that I can comment on historical materials. After the first half of the seventeenth century, legal procedure for boundary-disputes had been firmly established by rulers. The map's importance was widely appreciated for disputes going with the growing demands for territorial claim in the Tokugawa feudal regime. Until now, in the traditional villages at the feet of the mountains of Osaka and Hyogo Prefecture, many sorts of dispute-site maps made on villager's territorial claims have survived and contributed to the investigation concerning the definition and classification of such maps in consequence. They tell us that, with regard to documents of trial, various maps examined can roughly be classified in five types according to the process of trial, from the instituting to the final decree.

The classification can be summarized as follows: 1) First, at the time of instituting the existing maps were occasionally submitted as documentary evidence by villagers. 2) Second, the plaintiff and defendant villages submitted the on-the-spot map under instructions of the person in charge of the judgment. This kind of the field and mountain map, which was called "*Tachiai-ezu*" (the maps of lawsuits, which were made by both parties concerned) at that time, was drawn by a professional painter on the basis of observation and data that the peasants surveyed on the land. Concerning technique, the peasant societies in these days had acquired indigenous cartographic and land-surveying technique with compass, from around the mid-eighteenth century. 3) Third, officials, who made inspections of the site under dispute, attempted to draw dispute-site maps as they were occasionally demanded. That is why an official was accompanied by land surveyor and painter on the actual location. 4) Fourth, all sorts of maps exhibited at the magistrate's office were traditionally given the name "*Tume-ezu*" in the sense of under consideration. 5) Fifth, dispute-site maps named "*Saikyo-ezu*", or judgment map, were official documents of which the conclusion of a hearing were written on the front and the ruling on the back. Magistrate of the feudal government or lord in the Edo period delivered official maps to the villages concerned. Maps of this type, as well as "*Tachiai-ezu*", employed a basic form from the mid-seventeenth century.

Key words: dispute site maps, early modern Japan, the process of trial, mountain areas in Osaka and Hyogo, the history of cartography